

呉税関支署管轄内の開港及び不開港等において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

神呉支掲示第1号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、呉税関支署管轄内の開港及び不開港等において、本邦と外国との間を往来する船舶（以下「船舶」という。）と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、平成28年7月1日より実施することとしたので、同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、神呉支掲示第1号（平成23年11月25日付）は廃止する。

平成28年6月20日

呉税関支署長 山本 尉三

第1 旅客、船員及びその他の交通者

1. 呉港

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
呉港区内維けい船舶	呉市海岸2丁目・通船桟橋。
川原石南埠頭岸壁維けい船舶	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。
阿賀マリノ埠頭岸壁維けい船舶	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。

2. 鹿川港

外 国 往 来 船	交 通 経 由 場 所
鹿川ターミナル株式会社桟橋 維けい船舶	施設管理者が桟橋に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口。

第2 貨物の積卸を行う場合の経由場所

1.呉港

- (1) 呉市海岸2丁目・通船桟橋。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。
- (2) 呉市広末広2丁目・通船桟橋。ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。
- (3) 川原石南埠頭岸壁。ただし、同岸壁に維けいする船舶との間の積卸を行う場合に限る。
- (4) 阿賀マリノ埠頭岸壁。ただし、同岸壁に維けいする船舶との間の積卸を行う場合に限る。
- (5) 王子マテリア株式会社ドルフィン桟橋。ただし、同桟橋に維けいする船舶との間の積卸を行う場合に限る。
- (6) 保税地域前面の岸壁、桟橋又は物揚場。ただし、同岸壁、同桟橋又は同物揚場に維けいする船舶との間の積卸しを行う場合に限る。

2.鹿川港

- (1) 鹿川ターミナル株式会社桟橋。ただし、同桟橋に維けいする船舶との間の積卸を行う場合に限る。

3.川尻港

- (1) 神田造船所株式会社川尻工場岸壁又は桟橋。ただし、同岸壁又は同桟橋に維けいする船舶との間の積卸を行う場合に限る。

4.安芸津港

- (1) 株式会社新来島どっく広島工場岸壁又は桟橋。ただし、同岸壁又は桟橋に維けいする船舶との間の積卸を行う場合に限る。

5.沖浦漁港

- (1) 木江ターミナル株式会社木江事業所桟橋。ただし、同岸壁に維けいする船舶との間の積卸を行う場合に限る。

6.一般海域

- (1) 三ツ子島埠頭株式会社岸壁又は桟橋。ただし、同岸壁又は桟橋に維けいする船舶との間の積卸を行う場合に限る。
- (2) 伊藤忠エネクス株式会社江田島ターミナル桟橋。ただし、同桟橋に維けいする船舶との間の積卸を行う場合に限る。